

# 無姓の百姓(下)

喜田貞吉

## 五 姓氏の喪失

百姓は必ず姓氏を有し、所謂良民として國家の戸籍に登録せられて居る。良民以外のもの、例へば雜戸とか、賤民とか、或は戸籍帳外に漏れて國家から認められざる浮浪民の如きは、勿論姓氏を有しない。雜戸が何々部などと稱するものは、單に其の所屬を示だけのことで、所謂姓氏ではない。勿論天平十六年の解放以來、彼等ももはや平民同等の地位を與へられ、其の稱號なる何々部なるものが、普通は直ちに姓氏として認められ、或は特に姓氏を賜はる場合もあつて、彼等ももはや百姓の班列したのであつたが、奴婢の如き賤民と、浮浪民とは、其の後も依然として取り遣されて、姓氏

を有しない仲間であつた。此の所謂浮浪民の中には、當初から良民なるの資格を得ずして、傀儡子風に水草を逐うて移徙するの生活を爲して居るものもあり、又一旦すでに良民たるの資格を得て、國家の戸籍に登録せられて居たものが、何等かの事情によつて其の資格を喪失し、所謂百姓の班列に置かれたものも多かつた。此の後の場合に於ては、彼等は既得の姓氏を喪失したものである。良民が姓氏を喪失するには、次の如き場合がある。

- (一)、所謂出家入道によりて、其の俗姓を失ふもの。
- (二)、罪ありて除籍せらるゝもの。

(三) 賤民となりたるもの。

(四) 逃亡して其の本籍を喪失するもの。

(一)の場合には問題はない、僧侶は所謂出家であつて、もはや普通民では無い。空海俗姓佐伯氏といふ様に、彼はもと佐伯氏の人であつても、すでに一旦出家した以上は、もはや姓氏を有しないのである。而してそれが還俗すれば俗姓に戻り、或は新に姓氏を賜はるのである。僧尼令に、  
凡僧尼自還俗者、三綱錄其貴屬。

集解に、

古記云、其貴屬、謂前本貫並本姓也。

とある。其の一例として三代實錄に、

貞觀六年五月九日甲午、勅法隆寺僧承忍、還俗、復本姓名中臣美乃連益長。

といふのがある。其の新に姓を賜はつた實例も史上に少くない。

(二)の場合は、國法上の處分として其の姓氏を奪

はれたものである。彼等とはや國民として其の存在を認められず、普通に非人と呼ばれたものであつた。其の最も著名な例は橘逸勢である。續日本後紀に、

承和九年七月二十八日、罪人橘逸勢、除本姓賜非人姓、流於伊豆國。

同年九月三日勅、配流伊豆國罪人非人逸勢孫珍令、年在幼少、未習活計、而逸勢以去月十三日身死、孰恃孰憑、雖罪人之苗胤、猶悲一物失所、宜更追還、令就舊關。

嘉祥二年十月廿六日、有勅賜非人逸勢男龍劍、實山等本姓、聽入京。(以上續後紀)

とある。ついで

同三年五月十五日、追贈流人橘朝臣逸勢、正五位下、詔下遠江國、歸葬本鄉。(文德實錄)

とある場合には、すでに本姓を復せられたるが故に、橘朝臣であるが、其の以前は非人逸勢であつた。こゝに非人とは、上文に非人姓を賜ふとあつ

て、これは除籍の爲に無姓となつたのではなく、新に身分を示す悪姓を賜はつたものとして、特殊の例となすべきであるが、普通の場合は除籍の爲に無籍者となつてしまふ。三代實錄に、

貞觀五年八月十七日丁丑、无姓安岑、春岑等二人、賜姓有良朝臣。

仁和二年十月三日戊午、勅无姓者其名清實、賜姓滋水朝臣、貫右京一條。

などあるのが是で、右の二つの場合は一旦處分によつて無姓となつて居た者が、新に免除せられて姓を賜はつたことを示したものである。併し是は特に高貴の身分のお方であつたが爲に、此の特別の處分もあつた事であるが、普通の場合ならば彼等は其のまゝに所謂非人となつて、國家の保護以外に立つべきものなのである。右の滋水春實の場合の如きも、本康親王等が闕に詣つて免除を請うた時の上奏の文に、

春實依身有過、被削屬籍、經歷十年、天地不容、日月不照、率土之濱、獨無所庇。

とある。是れ即ち所謂非人の境遇を述べたので、逸勢の場合は、特にそれを名の上に明にしたに外ならぬものであつた。

本來罪あつて處刑せられ、牢獄に繋がれたものも、原則としては、刑期滿つれば其の本貫に歸つて、もとの公御財（おほたから）と爲るべきものであつた。然るに實際上は、彼等は歸つても郷里に容れられず、爲に已むを得ず浮浪民となつて、刑餘の一生を非人として終はる様になるものが多かつた。而して其の中には、檢非違使の下部として使役さるゝものが少くなかつた。之を放免といふ。放免囚の義である。而して其の放免を非人と謂ひ、國法の關せぬものであつた事が、江談抄に見えて居る。こゝに非人とは非公民の義で、「人」とは日本人即ち帝國公民といふ位の意義に用ひたものであらう。

邦語「ヒト」は日本民族たることを意味し、「エミシ」を一人百人もの古語がある。而して、其の「ヒト」に當つるに「人」の漢字を以てし、國民以外のもの、即ちヒトにあらざるものを皆「非人」と謂つたと解せられる。随つて所謂非人は勿論姓氏を有せず、所謂百姓ではないのである。

第三の場合、即ち従來公民たりしものが其の資格を失つて、奴婢となつて他人に従屬し、所謂賤民の階級に墮落した場合、其の姓氏を喪失するのは無論である。賤民は當然姓氏を有しない。それは東大寺奴婢籍帳をはじめとして、他の戸籍の實際から知り得るのみならず、既記の如く賤民から解放せられて良民となつた場合に、新に姓氏を獲得することによつて知られるのである。

父祖以來累代の賤民は勿論姓氏を有しないが、良民から新に賤民に墮落したものは、もと必ず姓氏を有して居た筈である。而も其の姓氏なるもの

は、彼等が帝國の公民であるといふ資格に附隨して、國家から與へられた筈のものであるから、其の資格の喪失と同時に、其の姓氏を喪失し、所謂百姓の班から除外される事に成るのは已むを得なかつた。随つてもと姓氏を有して居たものでも、賤民となつては無論之を公稱する事が出来ない。それが他日解放せられて、新に良民の資格を獲得した場合に、再び姓氏を與へられ、或は其の公稱が認められることは既記の通りである。

(四)の場合、即ち事故あつて貫籍地から逃亡し、其の本貫を失つた者が、姓氏を失ふのは亦當然である。彼等は自ら公民たる資格を放棄した者であるが爲に、従來其の公民たるの資格に對して國家から與へられ、或は認められた筈の姓氏を喪失すべきは無論である。公民逃亡の事はすでに大寶の戸籍にも見えて、恐らく人間社會始まつて以來、必ず存在すべき人事現象の一つの引續きであつた

であらう。而して之に對しては、大寶令にもすでに周到なる處理法が規定せられ、其の後も詔勅官符等を以て之を誡め、之を防ぐの途に出でた場合が多かつたが、皮肉にも事實は年と共に多きを加へ、平安朝も中頃近くなつては、遂に拾收すべからざる亂脈なものになつてしまつた。蓋し地方官の惡政の結果として、上記の(四)と(一)との場合が、同時に重複して甚だ多く發生して來たのである。而して天下の人民大部分が、是が爲に其の姓氏を喪失するに至つたのである。

## 六 非人法師の發生

出家入道にはそれ／＼國法の定むる所がある。而もそれによらざる私度の僧が、奈良朝以來すでに事實上少からず發生して居たのであつた。而してそれが平安朝になつてますます／＼甚しくなつた。國司の惡政の結果、多數の良民を驅つてこゝに至らしめたのである。斯くて其の數は甚だ莫大なる

ものに達し、延喜の頃に於てすでに、天下の人民の三分の二に及んだと三善清行は言つて居る。其の意見封事に、

諸國百姓、逃課役、連租調者、私自落髮、猥著法服。如是之輩、積年漸多、天下人民、三分之一、皆是秃首者也。

とある。如何にも誇大の言の様ではあるが、それは正に事實であつた。之を現存の延喜二年及び延喜八年の戸籍に就いて見るに、清行の言ふ所むしろ少きに過ぐるの感がある。是等の戸籍には、婦人と老人とが甚だ多く、殆ど課役負擔の義務ある課丁が無いと言つてもよい程である。是は言ふまでもなく公民たる男子が、所謂課丁としての課役を避けんが爲に、私度の方法によつて出家入道し、戸籍から削られた爲に外ならぬ。

課役の過重なるに堪へ兼ねて、人民之を避けんが爲に僧となるといふことは、ひとり我が平安朝

に於て見るのみではなかつた。魏書釋老志に、北魏の時すでに其の事實の甚だ多かつた事を記して

居る。「正光以後工役最も甚しく、所在の編民相與に入道す。假に沙門を慕ひ、實は調役を避くるもの、猥濫の極、中國の佛法ありてより以來未だ是あらざるところ、ほと之を計るに、僧尼大衆二百餘萬なり」とある。而も是は魏の時のみの事ではなかつた。朝鮮に於ても亦同様であつた。世祖實錄十年五月條に、「近ごろ罪を避け役を逃るゝ者の類、皆髪を削る。此くの如くんば則ち農民日に少く、軍額漸く減ず」とあるのを始として、成宗實錄元年三月條に、「郷吏、驛子、官奴、其の役を規避し、法に違つて髪を削り、諸邑諸驛日に凋殘に就く」など、此の類の記事が其の前後にも甚だ多い。其の流弊が餘りに甚しくなつたので、朝鮮では度牒無き僧人を以て、悉く軍伍に當て、國防に備へる事になつた。北鎮に配せられた所謂在家和

尙の輩の如き、蓋し此の徒の名殘を止むるものであらう。

斯くの如く國家の政治が紊れて、公民に對する課役が過重な場合には、彼等は公民として國家の庇護を受くる事よりも、却つて是が爲に被る苦痛の方が大なるが故に、争うて其の公民たるの資格を放棄し、地方官の干渉の外に立たんとする。それには「逃亡」といふ事が、確に一つの道ではあつたが、郷貫を離れて他郷に流寓したからとて、決してこれを歓迎してくれる場所があるものではない。又郷貫を離れるといふ其の事が、其の人に取つては非常な苦痛でなければならぬ。こゝに於てか彼等は、郷里に止つたまゝに公民の籍を脱し、地方官の干渉から免れんとする事を案出した。是れ即ち「私度の僧」である。清行の所謂、天下の人民三分の二は皆是れ禿首の者なりとあるものはである。彼等は皆、「家に妻子を蓄へ、口に腥膻を啖

「ふ」の徒で、「形は沙門の如く、心は屠兒の如し」と、清行は批評して居る。即ち在家法師なのである。而してそれは延喜の時に於て、既に天下の人民三分の二に及んだと言はれて居た程で、其の後ますます増加して、殆ど男子の全部はそれに爲つてしまつたのであつたに相違ない。否、日本國民の大部分が公民の戸籍から脱出して、其の姓氏を失つてしまつたのであつた。更に適切に之を言はば、國家の制度が紊亂の極に達し、公民の戸籍も無くなつてしまつたのであつたに相違ない。

公民の資格を失つたものは、刑によつて除籍せられたものと同様、嚴格なる意味から言へば則ち「非人」である。ひとり是等の在家法師のみならず、如法の僧侶といへども、所謂出家して公民の資格を失つたといふ意味から云へば、悉く非人と云つてよいのであつたかも知れぬ。梅尾高山寺の名僧明惠上人高辨が、其の著撰邪輪の奥に署名して、

「非人高辨」と書いてあるもの、必ずしも奇を銜つたものとのみは言ひ難い。金剛寶戒秘決章には、「近來遁世の人を非人と號す」ともある。此の書は淨土宗祖源空の著といふことに成つては居るが、それは疑はしいとしても、鎌倉初期に遁世の所謂「聖」の徒を、非人法師と呼ぶ習慣になつて居たことは疑を容れぬ。寛正の一言芳談抄にも、非人法師といふことについて、種々の説明を試みてあるが、結局は當時念佛の行者、即ち聖の徒をさう呼んで居たものらしい。されば後世になつても、僧侶が自ら非人の稱を以て任じたものが少くなかつた。嘗て西田博士から教へられた所によるに、丹後舞鶴町眞言宗圓隆寺藏佛畫の裏書に、

般若心經秘鍵藥師 一幅

弘化二年四月加修覆表嚴開眼了

非人沙門如法深恕

世俗平等房云、俗年四十二、戒三十五

といふのがあるさうな。此の深恕はもと仁和寺に居て、後に此の圓隆寺の住職となつた高僧だつたといふ。又大和宇陀郡墨坂神社の山本社司から承つた所によると、同國吉野郡龍門村牧の覺運寺には、非人某の奉れるよしの銘ある銅鑿<sup>みづね</sup>があるさうな。

非人の語の用例斯くの如きものであるから、平安朝に於て甚だ多く輩出した課役忌避の在家法師を、一般に非人と呼んだ所でさう不思議とするには當らない。

彼等は一方に於ては沙門であるが、而も勿論度牒を有する如法の僧侶ではない。随つて國法の上から云へば、公民の資格を喪失した浮浪民であるべき筈である。勿論浮浪民と云つても、眞に其の居所を定めずして、常に浮浪して居るものゝみではない。事實上彼等の多數は在家法師として、もとの郷里に住んで居るのである。随つて之を國法

上より云へば、非人であり、浮浪民であつたとしても、事實上は彼等が當時人民中の大多數を占むるものであつて、即ち普通民である。而して是に對して眞に其の郷里に住み兼ね、他郷に流寓するものゝみを普通に非人又は非人法師と呼ぶ例になつて居たのであつた。

#### 七 姓氏なき庶民

所謂非人法師なるものが、公民の資格放棄と共にすでに姓氏を喪失して、無姓の徒となつて居ることは無論であるが、而も彼等は其のまゝ郷里に定住して、所謂「家に妻子を蓄へ、口に腥膻を喰ふ」ところの在家法師であり、樹下石上を家とするの頭陀の行者ではなかつた。即ち事實上當時に取つて普通民であつた。而も彼等はすでに名義上だけでも出家入道した以上は、無論姓氏を有しない。即ち姓氏を有せざる普通民なのである。彼等の多數は普通民として引續き農夫であり、耕作に



従事して自ら活き、同時に他の食物の供給者であつたに相違ない、勿論それは口分田の班給を受けたり、或は私墾田を有したりした自作農民ではない。彼等は他に使役せられて、單に勞力を提供する農奴であり、或は他の田地を借りて小作する水呑百姓であつたのである。もどく農民は所謂大御田族みたらとして、公民であり、良民でもあつた筈だが、こゝに至つて彼等は、同じ農業に従事しながらも、確に一種の賤民である。鶴岡社頭の歌合せに、當時の賤者三十餘人を選んで歌を詠ませたが中に、農人なるものが班せられて居る。而して彼等一同に、「我等賤しきもがら」と云つて居るのは、以て其の真相を窺知せしめるに足らう。

彼等は「賤しきもがら」とは言はれながらも、ともかくも農業に従事し、其の數に於て天下の人民の最多數を占めて、當時に於ては立派に普通民であり、相變らず百姓と呼ばれて居た。

百姓とはもと公民の稱で、既記の如く漁夫其の他のものも、國家から認められし公民籍に編入せられた場合、之を百姓と呼んだのであつたが、大體に於て農を以て本となす我が國にあつては、相變らず公民即ち農民、農民即ち百姓といふことが一般に認められ、隨つて農業に従事するものを直ちに百姓と呼ぶことゝなつたのである。さればこゝに所謂「百姓」は、無論公民ではない。之を國法の上から云へば、彼等は出家であり、沙門であり、非人法師である。無論姓氏を喪失したものである。即ち「姓氏なき百姓」なのである。國法上の見地からはともかく、實際上には非人法師とは呼ばれない普通民なのであつた。

課役を忌避して出家した所謂非人法師なるものは、無論農民以外の多くの職業にも流れ行つた。室町時代のものと思はれる七十一番職人歌合せの繪を見ると、所謂職人なるものゝ多數はなほ僧體

を爲して居るのは、蓋し其の名残を止めたものであるに外ならぬ。併し是等もなほ多くは家に住んで、諸種の雜職に従事して居るものであるから、國法上から云へば非人法師ではあつても、實際上亦非人法師とは呼ばれない。眞の非人法師とは文字通りの浮浪民であつて、郷里に住み兼ねて他郷に流れ行き、村落都邑の場末に小屋住居をなし、其の村落都邑の人々の爲めに勞力を提供し、或は遊藝雜職に従事して傀儡子と呼ばれ、其の婦女は時に姪を鬻ぎて、所謂遊行女婦うかれめとなる。中には眞の乞食物貰ひの生活をなすものも多い。京都では鴨川の川原や、東山の坂に住みついて、川原者或は坂の者の名を以て呼ばれる。或は各地に散在居處して、散所の者と呼ばれる。それがだん／＼發達して各地に非人部落をなし、所謂濫僧屠者の徒として、後の穢多非人の起原をなす。或は宿の者と呼ばれ、鉢屋、茶筌、鯨さくら、説教者、聲聞師など、

種々の所謂「下り者」と分れ行く。是等の徒の中にも無論家内工業に従事するものが多く、爲に細工の者とも呼ばれる。興福寺に附屬して、刑務執行の役に従事して、細工と呼ばれた賤者の如き是である。而して彼等はすべて所謂非人法師なるものである。

夷えびすと呼ばれた武士の中にも、大寺に附屬した僧兵の中にも、或は西海に横行した海賊の中にも、嘗ては同じ流れを経て來たものゝ多かつた事は、今更事新しく云ふまでもない。もとは姓氏なき庶民であり、或は非人法師の徒であつたのである。

#### 八 結 語

之を要するに平安朝に於ける政治の腐敗は、殆ど大多數の人民を驅つて無姓の沙門たらしめた。而して種々雜多の道に流れ行かした。彼等は國司の干渉から免れる爲に、ともかくも僧體となつたものであつた。而して其の中には、永く其の僧

體を維持したのもあれば、早く俗體に戻つたものもある。中には俗體となつてなほ永く法師と呼ばれたものもあるが、其の最多數を占むる農奴の徒は、最も早く僧體から脱して、自身嘗て非人法師であつた事を忘れてしまつた。たゞ其の記念として殘されたところのものは、彼等が姓氏を有せぬことゝ、今一つは冠り物を冠らぬ事とのみである。庶民が姓氏を有せぬとは、鎌倉時代以來一般に認められるところであつた。吾妻鏡、源平盛衰記以下、庶民の名を録するに孰れも其の姓氏を言はぬを常とする。文永弘安の役に際して其の名の見ゆるもの、三郎兵衛、次郎、庄五郎○對馬舊記、答二郎、彌二郎○關東評定傳などを始として、皆同様である。

武士は孰れも所謂苗字を稱して居る。併しなから、それはもと國法上姓氏といふものとは違ふ。

彼等は單に其の居所に就いて、地名を名につけて呼んだものなるに過ぎぬ。其のはじめはなほ徳川

時代の博徒俠客等の輩が、幡隨院の長兵衛と呼ばれ、清水の次郎長と稱せられたと同様であつた。

併し彼等が次第に勢力を得て、社會の上流に立つに及んでは、その名稱が所謂苗字として、實際には立派に姓氏として認められる様になる。而して自ら庶民に對して優越的地位を占め、庶民の姓氏は勿論、所謂苗字の公稱をまでも禁じてしまつたのである。徳川時代の百姓町人等が、私に屋號其の他それに類するものを稱へて居ても、それは勿論姓氏ではなく、又苗字としても認められなかつた。苗字を公稱する事は、特に領主の許可を要することゝ定められたのであつた。蓋し當時の治者階級に立つた武士等は、庶民に與ふるに非公民即ち非人の待遇を以てしたものである。

而もなほ其の中、農業に従事する大多數の人々は、其の職業によつて百姓と呼ばれた。即ち無姓の百姓となつたのである。百姓とはもと姓氏を有

する一切の人民の稱呼である。然るに中世以後の百姓〇町は、姓氏を有しなかつた。是は彼等が嘗て非人法師の階級を經過した記念として遺されたものである。彼等が夙に法師の態を廢し、嘗て法師であつた事を忘れてしまつても、なほ一旦失つた姓氏を恢復しなかつたのであつた。

今一つ彼等が露頭であるといふことも、亦其の嘗て非人法師の階級を經過したこの名殘として數へ得る。姓氏を有した往時の百姓は、必ず冠り物を冠るの例であつた。それは古い繪卷物を見ても知られる通りで、太古の俗すでにさうであつた事は、伊奘諾尊が日向の橘の小戸の櫛原あきながはで禊祓を爲された際に、冠を脱して投げ給ひし記事あるによつても知られるのである。然るに非人法師は所謂禿首の徒として、髪を斷ち、冠り物を用ひない。徳川時代になつても、國法を以て非人に斷髪を強いたのは此の習慣によつたものであつた。併しな

がら、一旦國法上の非人階級を経たとは云へ、事實上普通民であつた農民等は、夙に僧態から脱却し、髪をのばし、結髪する事になつたけれども、なほ冠り物を用ふるに至らなかつたのである。

武士が露頭であることも、亦嘗て同じ階級を経由した事を示して居るものであると云つてよい。中世の武士にあつては、其の相當身分あるものは烏帽子を冠つて居るが、雜兵共に至つては孰れも露頭であつた。是れ明かに其の道筋を語つて居るものと謂はねばならぬ。

以上述ぶる所頗る多岐に涉り、而も本編の主題なる百姓の顛末に至つては、却つて未だ要領をつくさゝるの憾がないでもない。今はたゞ其餘りに長文に渉るを避けて、單に其の經過を記述するに止めることゝした。委曲は更に他日の發表を期する。(昭和四、六、一〇)